

(8) 実績報告時：必要な書類について

Q8-1 実績報告の提出期限は、いつまでですか？

A 居住開始の日から30日を経過した日、又は令和6年2月29日のいずれか早い日までです。登記手続きなど事務手続きの遅延による期限超過は基本的に認められませんのでご注意ください。
なお、天災など事業者及び交付決定者の責によらない事由により提出することが困難となった場合は、ご相談ください。

Q8-2 登記簿謄本の写しとありますが、登記完了証の写しでもいいでしょうか？

A 登記完了証ではなく、全部事項証明書の写しを提出してください。
また、所有権移転の部分の住所が新住所となっているもの（最新の状態のもの）での提出をお願いします。

Q8-3 領収書の写しは、事業者の控えの写しでもいいでしょうか？

A 事業者の控えの写しは認められません。
申請者が保有する領収書の写しの提出をお願いします。（相手方の押印及び収入印紙が貼付されているもの）

Q8-4 支払いを証する書類の写しを提出することとありますが、住宅ローンでの支払いのため領収書がありません。この場合何を提出すればいいでしょうか？

A 住宅ローンなど金融機関を通じて事業者へ支払った場合は、金融機関から渡される振込金受取書もしくは振込受付書など、申請者から事業者へ支払ったことがわかる書類の写しを提出してください。
また、ネット銀行などであれば取引履歴証明書などを提出してください。

Q8-5 住宅の写真（4方向から）とありますが、正面、背面、左右側面でしょうか？
その場合、隣の家との距離が近すぎて側面の写真が撮れませんが、どのようにすればいいでしょうか？

A 4方向については、正面、背面、左右側面を指します。
隣の家との距離が近いなど、撮影が難しい場合は斜めなどから撮影していただいても構いません。

Q8-6 登記の手続きが遅れ、実績報告が間に合いません。どうしたらいいでしょうか？

A 令和6年2月29日までに間に合わない場合、助成金の交付ができません。
ただし、事業者及び交付決定者の責によらない事由により、実績報告が間に合わない場合は、理由書を提出していた
だくなどして、助成金交付の可否について審議することとしています。